

おうちでGAKIめし事業募集要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症対策の影響を受けている飲食店等に対し、店舗が考案した飲食物等の持ち帰りメニュー（以下、「テイクアウトメニュー」という。）や配達メニュー（以下、「デリバリーメニュー」という。）を開発し、大垣観光協会が実施する「おうちでGAKIめしっ！」のホームページ（以下、「ホームページ」という。）に掲載する経費を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大垣市内の大垣観光協会会員であること
- (2) ホームページに掲載すること

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、ホームページに掲載するにあたり開発したデリバリーメニュー又はテイクアウトメニューに必要な経費とする。

(補助率及び補助金額)

第4条 補助率は、補助対象経費の10分の10に相当する額とし、1店舗あたり10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1店舗あたり1回とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、「おうちでGAKIめしっ！」事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類等を添えて申請しなければならない。

- (1) 掲載申請書
- (2) テイクアウトメニュー又はデリバリーメニューの商品画像
- (3) 食品衛生法の許可を受けたことを証明する書類の写し
- (4) 申請する店舗の代表者の本人確認ができる書類の写し
- (5) 暴力団排除に関する確約書（第2号様式）

2 大垣観光協会会長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請が適正であると認めるときは、申請者に補助金交付決定通知書（第4号様式）を交付する。

3 申請者は、前項の決定を受けたときは、補助金交付請求書（第3号様式）を大垣観光協会会長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第6条 大垣観光協会会長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第7条 ここに定めるもののほか、必要な事項は、大垣観光協会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月12日から施行する。